

平成 30 年 8 月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
 平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
 このたび、「保医発 0731 第 3 号」により、下記項目につき検体検査実施料
 が平成 30 年 8 月 1 日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。
 取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。
 敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
BRAF 遺伝子検査 〔PCR-rSSO 法〕	2100 点	尿・糞便 34 点	「D004-2」 悪性腫瘍 組織検査 「1」の「ハ」	<p>(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。(ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。) また、PCR-rSSO法を用いてBRAF遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」のK-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査、RAS遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

以上